

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

規制の名称：募集情報の的確な表示

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室

評価実施時期：令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

- 特定受託事業者の発注の獲得経路は、不特定多数の特定受託事業者に向けた募集（仲介・広告）を経由するものが全体の約4割を占める。
- 他方で、広告宣伝（会社HP、新聞、雑誌、求人サイト等）により特定受託事業者に募集を行う際に、掲載情報が古かったり、実際の契約条件と異なるなど、虚偽の内容や誤解を招く表現により募集が行われる場合がある。
- 募集情報の的確な表示が担保されない場合、
 - ・特定受託事業者の事業機会の損失につながり、円滑な就業が阻害される
 - ・実際の業務と特定受託事業者の技能等のミスマッチが生じ、特定受託事業者の能力を適切に発揮することができないというような弊害が生じる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

- 特定受託事業者に対して実際の就業に関する事項と異なる募集情報が提供されることのないよう、特定業務委託事業者に対し、広告等によって特定受託事業者の募集に関する情報を提供するに当たっては、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととする。
- また、既に広告等に掲載している募集情報について、内容に変更があった場合に更新されない状態が続き、特定受託事業者に対して古い募集情報が提供されることがないよう、広告等により特定受託事業者の募集に関する情報を提供するに当たっては、正確かつ最新の内容に保たなければならないこととする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

- 遵守費用として、
 - ・新規で掲載する又は既に掲載している募集情報について、虚偽の表示又は誤解を与える表示がないよう確認する
 - ・すでに掲載している募集情報について、募集が終了した場合に掲載を取りやめたり、内容に変更があった場合は、掲載情報を更新する等の事務が発生する。
- 行政費用として、本規制の違反が疑われる事案が判明した場合の事実確認、違反があった場合は是正措置等に係る事務が発生する（都道府県労働局において対応）。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

募集情報の的確性が担保されることにより、特定受託事業者が正しい情報に基づいて応募をすることができることから、特定受託事業者が希望や能力に応じた事業・就業機会を獲得できるとともに、特定業務委託事業者と特定受託事業者のよりの確なマッチング、円滑な契約締結・契約トラブルの防止の効果が期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭価値化は困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和には該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制は、特定業務委託事業者が規制対象となっており、求人サイトの運営業者などの仲介業者等は、対象外としている。しかし、特定業務委託事業者に的確な募集情報の提示を求める範囲に、求人サイト等の第三者に提供する募集情報も含まれることから、副次的な影響として、特定受託事業者が仲介事業者等の求人サイト等を通じて閲覧する募集情報も適正化されることが期待さ

れる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

遵守費用として、募集情報に変更があった場合の更新作業や募集情報を正確に保つために定期的に確認する等の事務は発生するものの、募集情報の的確な表示が担保されることにより、
・募集情報が不適切なものであることを原因としたトラブル対応や苦情処理の費用が削減される
・特定業務委託事業者と特定業務委託事業者の的確なマッチングが促されることにより、スムーズに特定業務委託事業者が求める人材を確保することができる
といった遵守費用を上回る便益を得ることができる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

募集情報の的確な表示について、努力義務とすることも想定されるが、特定受託事業者にとっては等しく募集情報を信頼できる環境とすることが必要であり、一部でも実際の就業に関する事項と募集情報が異なる場合でも不利益が生じるため、義務として統一的に募集情報の的確性を担保する必要がある。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

規制の検討段階やコンサルテーション段階において、事前評価書等の活用は行っていない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案附則第 2 項の規定に基づき、施行後 3 年を目途として、本規定の在り方について検討を行う。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

あらかじめ指標を設定することは困難。